

全森永製品

不買(売)運動の訴え

昭和48年1月15日

森永ミルク中毒のこどもを守る会

■ はじめに

正義と人道を愛する全国民のみなさん。

全国の公害被害者団体、反公害市民団体、労働組合、消費者団体、婦人団体、生活協同組合のみなさん。

各政党、民主団体のみなさん。

私たち「森永ミルク中毒のこどもを守る会」（以下「守る会」という）は、みなさんの、深いご理解と、暖かいご支援、国民的な連帯を求めてここに、全森永製品の不買（売）運動を訴えます。

■ 私たちの運動と森永の態度

いま、森永ミルク中毒事件の加害企業・森永乳業株式会社(以下「森永」という)は、多くの被害者の要求を無視し、道理と真実をふみにじって、あくまでも大資本、大企業の力によって、その理不尽な企業目的を貫くために、再び被害者運動をおしつぶし、被害者を抹殺しようとしています。

かれらは、47年8月16日、常務会の決定と称して『企業責任、因果関係を認め、「守る会」の示されるところに従う』と公表しておきながら、同年9月24日、それを確認するために行なった第14回本部交渉では、これを全面的に拒否しました。

また、今日の被害児のいたましい状態についても、多くの良心的な医師、医学者、研究者の発表を無視して、因果関係は不明であるという主張を固執し、一部の反動的な行政権力と結んで、岡山県で極めて政治的な意図をもつ「検診」を「守る会」の反

対を押し切って強行し、その非科学的、非論理的な結論を利用して、一挙に事件を企業利益優先の立場で処理しようとしています。

さらにかれらは、世論対策上、当面の治療費のうち健康保険の自己負担分など、ごく一部少額の費用を負担することによって、世間の目をごまかし、被害者の18年の悲願の結晶ともいべき「森永ミルク中毒被害者の恒久的救済に関する対策案」を無視し、これと真向から対立する少額の打切り補償案を提示し、被害者の願いを圧殺しようとした。

そして「守る会」がこれを拒否すると相互の協定に基づく本部交渉にも応じることなく、従来実施してきた被害者対策を打ち切るなど、報復的な暴挙に出ています。

このように彼らは基本的な責任を回避して巧妙に時をかせぎ、昭和30年の事件発生から20年後に当る昭和50年には法律上裁判による救済が受けられなくなるその時期まで交渉を引延し、その間、陰險な手段を弄して「守る会」の分裂と、支援体制のかく乱をはかろうとしています。

■ 事件の概要とおもな経過

森永ミルク中毒事件とは

昭和30年頃、森永乳業は、利潤追求のあまり、鮮度のおちた原料牛乳を使って、消費地に近く集約的な大工場をもつ、いわゆる「消費地加工」体制によって、粉乳を製造していましたが、古くなった原料牛乳の酸度を一定に保つために、乳質安定剤として「第二リン酸ソーダ」を添加していました。

乳幼児の主食である粉乳に添加するのであるから、当然「試薬一級品」を使用すべきであったのに、「森永」は「工業用」の第二リン酸ソーダを使っていました。

しかも、検査せずに「はかり」もこわれたまま、いわば目分量でほうりこむというひどいやり方をやっていたので、異物が混入する機会は無数にあったわけです。

そのうちに、この事件の直接の原因となった「ひ素」や「バナジン」などの重金属の入った、いわゆる「ひ素入りミルク」をつくりだし、この大悲惨事をひきおこしました。

当時確認された患者だけでも12,344名（昭和32年3月1日厚生省発表）に達し、うち130名もの赤ちゃんが死亡するという、まことに恐ろしい被害でその規模の大きさからも、被害者がいたいけな乳幼児であったことから、国内はもとより世界に前例をみないいたましいできごとでした。

ところが被害はそれだけにとどまらず、その原因が発覚した昭和30年8月24日以後「森永」は厚生省と結託して、ご用医学者を動員し、ずさんな治ゆ判定基準をつくらせ急性臨床症状の消退をもって、ヒ素中毒が治ゆしたと判定し、その後一切の治療を打ち切ったため、被害児たちの状態は一時軽快したようにみえましたが、その後、年と共に悪化し、18年たった現在、とり返しのつかない爪あととして残り、今なお多くの被害児が苦しみつづけています。

また、死亡者もこの18年の間に400人をこしています。

そればかりでなく「森永」は当時、厚生省に依頼して五人委員会なるものをつくり森永乳業も含めた乳業独占資本でつくっている日本乳製品協会の費用で補償に関する意見を出させ、その結論に従って当時としても極めて低額の死者25万円、患者一律1万円の補償を押しつけました。また翌昭和31年には被害児の「検診」を行なって「後遺症はない」と断定、事件はすべて片づいたものとして処理してしまいました。

しかも、国はこの時の五人委員会および治ゆ判定規準などをつくって医学的に被害児を抹殺する役割を果たした当時の大阪大学医学部教授西沢義人氏を長とする六人委員会などの行為を、第三者機関が行なった公正妥当なものであるとして世間をあざむき、その後の公害事件処理のためにも、この第三者機関制度を利用してきました。

今日、森永ミルク中毒事件が第三者機関による公害被害者抹殺の原型であると各方面から非難されている理由のひとつです。

その後、被害児たちは加害企業はもちろん、行政からも、医療機関からさえも見放され、苦難の道をたどってきましたが昭和44年10月、大阪大学医学部丸山博教授らの実態調査にもとづく報告（「14年目の訪問」第27回日本公衆衛生学会総会）によってやっと世間の注目するところとなりました。

被害児をかかえた全国の親たちは、そのことに勇気をえて「守る会」に結集し、今日まで、世間に対しては被害児の実態と事件の本質を訴え、加害企業、国ならびに地方自治体には従来の立場を反省し、その責任を果すことを要求し、被害児の奪われた生存権、生活権、教育権などを回復するため、困難な運動をつづけてきました。

■ 全国民のみなさんに訴えます

私たちは、今まで被害者を守り、事件の正しい解決をはかるために、加害企業「森永」とねばり強い交渉を重ねて参りました。しかし、彼らはあくまで自己の方針をかえようとしません。

今や、この横暴な独占企業「森永」の意図を粉碎し、国民の正義と人道を貫く手段は、全国民による不買（売）運動の鉄槌以外にありません。

私たちは、はじめから金銭を目的にはいません。親たちは「こどもを元に返してもらおう」とよびかけあい、こどもたちは「ぼくたちの自由な身体をかえせ、健康をかえせ」「わたしたちの青春をかえして」と訴えています。

このような親と子の願いが「森永」の提案するわずかの一時金でかなえられるはずがありません。私たちは、金だけではなく、加害企業もふくめたみんなの善意と良心によってしか、このこどもたちの願いにこたえる道はないと信じています。

このような願いをふみにじり、これほどハッキリした加害企業としての責任を認め

ず、因果関係にはおかむりして、なお企業の利益と繁栄を求めようとする「森永」の態度は断じて許すことはできません。

私たちは一切のことが金銭だけで解決できるという企業の論理を許すわけには参りません。もし、金さえ出せばどんなことをしても許されるという企業の主張を許すならば私たちは、いつまでたっても“公害を絶滅して明るい健康な生活”をとりもどすことはできないでしょう。

このように、ハッキリした「森永」の犯罪的行為を糾弾しきらず、その責任をあいまいにしておいて、他の公害被害者の闘いが前進するとは考えられません。

公害を起し、多くの人を殺傷しながら、その非も反省せず、責任も果そうとしないような企業がその商業政策によって繁栄しつづけられるような国で、どうして人間優先、消費者優先が実現するでしょう。

「守る会」の闘いは、全国民の闘いであり、その勝利も敗北も、全国民の運命につながると考えます。

それゆえに、私たちはあえて、全国民のみなさんに全森永製品の不買（売）運動を訴えるしだいです。

何とぞ積極的全面的なご協力をおよせ下さい。

■ 病院・薬局・販売店などのみなさんへ

森永製品を扱っておられる全国の病院、産科医、小児科医ならびに、そこで働いておられる医療従事者のみなさん。

薬業者ならびにすべての販売業者のみなさん。

森永関係企業に働いておられるみなさん。

みなさんのご迷惑、ご不便をかえりみず、森永製品のボイコットを訴えることは心苦しいことです。

しかしながら、森永乳業がその非を認め、責任を果そうとしない限り、私たちは森永乳業の企業としての存続を許すことはできません。

もし、そのような企業の存続を許すならば「二度とこのようなことを起させない」という、全国民の悲願を裏切り、全公害被害者の期待にそむくことになると思います。森永乳業が正しく反省し、その責任をはたし、消費者と国民に愛される企業として、生れかわるため、みなさんがその立場においてかれらに抗議し忠告していただくよう訴えます。

当面のご迷惑ご不便をしのんでいただいて、より大きな、みなさんもふくめた全国民の利益としあわせのために可能なご協力をお願い申し上げます。

■ 私たちの決意

私たちは、この闘いがどんなに困難で苦しくとも、あくまでも気持をひとつにし、ますます団結をかためて、闘いぬくことをお誓い申し上げます。

昭和48年1月15日

森永ミルク中毒のこどもを守る会

全国本部 岡山市番町1丁目10番30号

電話 岡山 (0862) 24-0737番

年表ぬきがき

- 昭30年4月**～森永ヒ素ミルク大量生産。
- 8月** 臨時放送で飲用中止指示。被災者同盟結成。
- 9月** 政府「患者処理」方式を府県に指示。
- 10月** 政府「診断、治癒判定」基準を阪大西沢教授らに委嘱。また森永と政府は補償処理「五人委員会」を協定、一方的に死者25万円、患者1万円と決定。
- 昭31年1月**～森永MFミルクのうち府県を通じて回収できたもの約70万缶。うち45万缶だけを「行政処分」としてヒヨコ生長促進飼料に1,000万円で売却をあっせん。
- 3月** 政府一斉検診を府県に指示。被災者同盟はこの「通達」と、森永の「後遺症究明助成機関設置」案を信用し、解散。同5月、岡山県森永ミルク中毒のこどもを守る会結成。
- 8月** 財団「森永奉仕会」発足。ヒ素ミルク売上金などを基金に、「五人委」や西沢「治癒判定」基準委の主メンバーを理事などに配置。各大学などに製品開発、市場拡大の投資。ただし「後遺症研究」などの約束は一切おこなわず、被害者の訴えを全て封殺。
- 昭44年10月**～阪大丸山教授らが「被害児はその後どうなっているか」大阪の保健婦らの自主訪問調査「14年目の訪問」を発表。親たちはこれを闇夜の「ひかり」とよび、全国で立上がる。「森永ミルク中毒のこどもを守る会」全国組織結成。
- 森永、厚生省へ調査を依頼。
- 11月** 厚生省、西沢委員会の答申でモデル検診を岡山県に委託。
- 12月** 守る会、岡山県に被害者切捨ての昭31年の「一斉検診」をくり返すなど申入れ。
- 昭45年7月**～京都府議会で蜷川知事は守る会の要望を全面的にとりあげ、自治体の責任で追跡調査実施を表明。
- 12月** 守る会、森永と「本部交渉」「現地交渉」の方式を発足。
守る会、大阪府に実態調査（アンケート、訪問）を要求。実施の方法、内容についての守る会の同意を前提とすることを確認。
- 昭46年6月**～大阪府、守る会、対策会議の三者が、「三者懇談会」を発足。京都府につづいて府の責任で検診を開始。
- 7月** 森永、第8回本部交渉(奈良)で、岡山県検診の結論がでるまで因果関係不明と称して、突如交渉うちきりを表明。
大阪の重症児小西、杉山両君など相つぎ死亡。
- 10月** 阪大岡野教授、小西健雄君の病理解剖の結果、ヒ素ミルク中毒によるとしか考えられない全身の特異な病変を発表。
- 11月** 森永、「交渉再開」を守る会に申入れ、第9回本部交渉で、死亡者に対する措置は「交渉するつもりはない」など、従来よりも露骨な態度。
対策会議、厚生省に申入れ（岡山県検診の趣旨、京都府や大阪府などの調査の意義。健康手帳、未確認、名簿などで）。
- 12月** 森永側「恒久措置案」を「提案」。因果関係・責任をぼかし、反省ないまま医療、援護をすすめる「機関」の構成員に森永自身を入れようとする案。守る会、拒否。
- 昭47年3月**～京都府、検診結果を発表。被害の実情と救済の必要を強調。
- 8月** 守る会、恒久対策案を作成。森永、これを全面的にうけいれるとマスコミ発表。
- 9月** 第14回本部交渉に森永側、大野勇社長初出席。因果関係、企業責任を認めず、守る会の恒久対策案の受け入れを拒否。
- 11月** 森永、打切り補償を打診。守る会、拒否。
- 12月** 守る会、訴訟提起と不買運動を決定。
岡山県検診結果発表。同調査委員会の松岡、水落、遠迫三委員が抗議声明。
- 昭48年1月**～大阪府、認定委員会を発足、未登録被害者の受け付け開始。